

入間都市計画事業土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例 改正要旨

1. 改正の要旨

入間都市計画事業入間市駅北口土地区画整理事業の当初計画では、国道 16 号を北側に大きく迂回させる計画としていたが、その後、現道を拡幅整備する計画へ変更したことにより、国道 16 号の線形変更前に該当する街区を一体的に整備する必要性がなくなったことから、該当箇所の街区を除外する事業計画の変更を行った。

このことから、入間都市計画事業入間市駅北口土地区画整理事業の施行区域面積（20.4 ha）から、一部除外（0.4 ha）したことにより、入間都市計画事業土地区画整理事業施行規程のうち、地域の名称の一部を変更する必要性が生じたため、地域名称の一部を削除する改正を行うもの。

2. 改正の内容

入間市駅北口土地区画整理事業の施行区域内の地域の名称のうち、高倉二丁目を削除するもの。

3. 施行日

公布の日